

インターネット広告媒体を活用した観光プロモーション事業 企画提案募集要項

1 業務名

インターネット広告媒体を活用した観光プロモーション事業

2 委託業務の内容

「インターネット広告媒体を活用した観光プロモーション事業業務委託仕様書」に記載したとおり。

3 業務の実施方法

企画提案を募り、審査・選考を経て1団体を決定し、業務を委託する。

※本業務は、令和2年9月定例県議会において予算の成立を前提に公募するものであり、予算が成立しない場合には効力を発しません。

また、上記の効力を発しない場合において、当該募集に係る経費について、県は補償を行いません。

4 応募資格

次の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 千葉県物品等入札参加資格を有する者であること。
- (3) 応募の日から審査完了の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けていない者であること。
- (4) 応募の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 選考委員会の委員に該当しないこと。
- (6) 選考委員会の委員が自ら主宰し、役員、顧問若しくは構成員として関係する法人及びその他の組織でないこと。

5 応募期間等

- (1) 応募期間 令和2年9月10日（木）から
令和2年10月6日（火）午後5時まで（必着）
- (2) 応募方法 持参または郵送（FAX、メールでの応募は不可）
- (3) 提出物 企画提案書（正本1部、副本7部）
※「8 提案書作成上の注意」に沿って作成すること。
- (4) 提出先 千葉県商工労働部観光誘致促進課 国内プロモーション班
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

6 説明会

次の日程により説明会を開催する。

- (1) 日時 令和2年9月16日(水) 午前11時から
- (2) 場所 千葉県庁南庁舎4階 会議室
- (3) 内容 本募集要項及び業務委託仕様書の説明及び質疑応答
※令和2年9月15日(火) 午後5時までに電話予約すること。
※会場の都合上、1団体2名までとする。

7 質問の受付

本件に関する質問については、メールにて受け付ける。

ただし、提案の状況、選考委員名等に関する質問は受け付けない。

※メール送信後、電話にて到達確認をすること。

- (1) 期間 令和2年9月30日(水) 午後5時まで
- (2) 送付先 千葉県商工労働部観光誘致促進課 国内プロモーション班
メール promotion@mz.pref.chiba.lg.jp
電話 043-223-2412

8 提案書作成上の注意

- (1) 様式 A4判横書き(横置き・上綴じ)
- (2) 提出部数 正本1部、副本7部
- (3) 提案書に記載する内容

ア 表紙

表紙に記載すべき内容は以下のとおり。

- ・宛名「千葉県知事」
- ・タイトル「インターネット広告媒体を活用した観光プロモーション事業」
企画提案書
- ・提出年月日
- ・住所(所在地)、氏名(社名)、代表者の職氏名
なお、正本には社印、代表者印を押印すること。

イ 提案概要

(ア) インターネット広告画像の制作

- ・提案にあたっては、インターネット広告画像の「デザイン案」を作成すること。(A4)
- ・提案内容は、業務委託仕様書「3(1)イ」の制作方針に沿ったものとし、「3(2)ア・イ」のインターネット広告媒体において使用するサイズ等を想定し、制作すること。
- ・提案のコンセプトや考え方を明記すること。
- ・デザイン案は1案作成すること。

(イ) インターネット広告媒体を活用した観光プロモーション

- ・インターネット広告媒体を活用した観光プロモーションを提案すること。
- ・提案の考え方、想定するプロモーション効果等を明記すること。
- ・新型コロナウイルスの感染状況が悪化した場合の対応について明記すること。

<WEBプロモーション>

検索ポータルサイト名、想定される表示回数、ターゲット設定等を詳細に記載すること。

<SNSプロモーション>

SNS名、想定される表示回数、ターゲット設定等を詳細に記載すること。

ウ 団体概要（様式1）

エ 過去における類似業務実績

- ・類似業務実績を挙げ、業務概要・成果等をできるだけ詳細に記載する。
- ・実績は最大2件までとし、概ね3年以内のものとする。
- ・記載する内容については、県からの受注業務に限定されない。

オ 制作スケジュール

カ 業務の実施体制

- ・本業務の全体責任者、各業務の責任者・担当者を記載する。
- ・従事者の氏名、所属、役職、本業務における役割、経験年数、過去の主な実績等を記載する。

キ 見積書

- ・仕様書の業務内容及び本企画提案の内容を実施するために必要な全ての費用を算定する。
- ・見積書は、業務ごとに詳細な内訳を記載すること。

ク 独自提案

プロモーションの企画・実施内容、実施期間、効果等を具体的に明記すること。

(4) 提案にあたっての留意事項

- ・本業務で満たすべき仕様は別に定める業務委託仕様書に掲げるものとする。
- ・提案内容は、採用された場合に、受託者が責任をもって実現できるものであり、独自提案内容を含むすべての経費は本業務の委託料に含むこととする。

9 審査・選考方法

- (1) 選考委員会において、提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行い、その中で最も優れた提案をした団体を委託先候補に選定する。
- (2) 選考委員会（プレゼンテーション・ヒアリング）は令和2年10月上旬に実施予定である。なお、詳細については、企画提案応募者に別途通知する。
- (3) 評価基準

審査にあたっては、以下の評価基準により総合的に評価する。

ア 企画提案内容

(ア) 業務内容の理解

- ・仕様書の内容を十分に理解した企画提案内容となっているか。

(イ) 企画力

インターネット広告画像の制作

- ・ 広告を見た者にインパクトを与え、お徳感や期待感を高めるようなデザインとなっているか。

インターネット広告媒体を活用した観光プロモーション

- ・ プロモーション効果が最大となるよう工夫を凝らした提案となっているか。
- ・ 新型コロナウイルスの感染状況が悪化した場合の対応は評価できる内容か。

<WEBプロモーション>

- ・ PR媒体、表示回数など、企画内容は十分なプロモーション効果が期待できるものか。

<SNSプロモーション>

- ・ PR媒体、表示回数など、企画内容は十分なプロモーション効果が期待できるものか。

イ 独自性

- ・ 独自提案の内容は、本事業の目的を達成するために効果的なプロモーションとなっているか。

ウ 業務遂行能力

- ・ 工程及び作業内容が明確に示されているか。
- ・ 実現可能なスケジュール・体制となっているか。
- ・ 過去の類似業務実績はあるか。また、それは評価できる内容か。

エ 経費の妥当性

- ・ 所要経費・算定根拠が明確に示されていて、合理的な内容であるか。
- ・ 費用対効果に十分配慮した経費となっているか。

(4) 選考結果は、応募者全員に郵送で通知する。

10 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 応募資格の無い者が提案したとき。
- (2) 所定の期限及び提出先に提案書を提出しないとき。
- (3) 同一の企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき。
- (4) 同一の企画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (5) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- (6) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文書の誤脱、又は認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (7) 選考委員会を欠席したとき。
- (8) その他、審査を行うにあたって、県が無効であると判断したとき。

11 委託契約

選考により決定した企画案の提出者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件

等について協議、合意したのちに、委託契約を締結する。

なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(1) 契約期間 契約締結日から令和3年3月31日(水)まで

(2) 契約にあたっての主な留意事項

ア 提案書及び選考委員会は、提案内容及び応募団体の審査・選考のために行うものであり、選考結果は提案内容をそのまま了承するものではなく、必要に応じて内容の一部を変更する必要があるので留意すること。

イ 業務委託仕様書は、提案された企画内容をもとに県が作成する。

ウ 契約にあたっては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めること。

なお、契約保証金は免除する場合がある。

エ 受託者は、委託業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、県の承諾を得たときはこの限りでない。

(3) 委託料

委託料の上限 15,400,000円(消費税及び地方消費税込み)

1.2 注意事項

(1) 企画提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。

(2) 提出された書類等は返却しない。

(3) 提出された書類等は、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)に基づき開示する場合がある。

(4) 提出された書類等は、必要に応じて複写する。

(5) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。